

逗子市障害者控除対象者認定基準

確定申告等の対象とする年の12月31日現在で、65歳以上の要支援又は要介護認定を受けている逗子市介護保険第一号被保険者で、介護保険認定調査にかかる主治医意見書又は認定調査票において、次のいずれかの認定基準を満たす者（ただし、65歳以上で1月1日以降に新たに要支援又は要介護認定を受けた者で、主治医意見書の最終診察日及び認定調査日が12月31日以前の場合は障害者控除対象者認定の対象とする）

なお、要支援又は要介護認定がない場合は、日常生活の自立度がわかる主治医の診断書により判断する。

区 分		認 定 基 準
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ず	主治医意見書又は認定調査票「7 調査対象者の自立度について」の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa 以上
	身体障害者（3級～6級）に準ず	主治医意見書又は認定調査票「7 調査対象者の自立度について」の障害高齢者の日常生活自立度がA1 以上
特 別 障害者	知的障害者（重度）に準ず	主治医意見書又は認定調査票「7 調査対象者の自立度について」の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa 以上
	身体障害者（1級・2級）に準ず	主治医意見書又は認定調査票「7 調査対象者の自立度について」の障害高齢者の日常生活自立度がB1 以上
	身体障害者（1級・2級）に準ず	認定調査票の第1群—12「視力」が「ほとんど見えず」若しくは第1群—13「聴力」が「ほとんど聞こえず」
	ねたきり高齢者	主治医意見書又は認定調査票「7 調査対象者の自立度について」の障害高齢者の日常生活自立度がC1 以上の状態が6ヶ月以上

※ 区分及び認定基準については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省老健局総務課平成14年8月1日事務連絡「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」を参考としている。